

ID: 386-2

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	使用料及び利用料金の還付承認		
例規名 根拠条項	名寄市都市公園条例 第18条ただし書(第21条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年条例第187号		
【根拠条文】			
(使用料及び利用料金の還付)			
第18条 市長又は指定管理者は、既に納入された使用料又は利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。			
(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。			
(2) 利用者が利用前に利用許可の申請を取り消し、又は変更の申出を行い、市長又は指定管理者がこれを認めたとき。			
(3) その他市長又は指定管理者が特に必要と認めたとき。			
【基準】			
根拠条文及び名寄市都市公園条例施行規則第8条の規定による。			
(使用料及び利用料金の還付)			
第8条 条例第18条ただし書の規定による使用料又は利用料金の還付については、次のとおりとする。			
(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったときは、使用料又は利用料金の全額を還付する。			
(2) 利用期日の15日前までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、使用料又は利用料金の全額を還付する。			
(3) 利用期日の10日前までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、使用料又は利用料金の5割の額を還付する。			
2 前項の規定により還付を受けようとする者は、名寄市都市公園に係る使用料(利用料金)等還付申請書(様式第14号)を、市長又は指定管理者に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日